

# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の趣旨

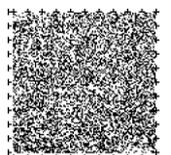
わが国における障がい者福祉は、障がいのある人の高齢化及び障がいの重度化などから、支援、サービスの在り方などに多くの課題を抱え、障がい者福祉のニーズは多様化・複雑化している傾向にあります。今後、いわゆる「団塊の世代（昭和 22～24 年生まれの人）」が後期高齢者となる平成 37 年には、高齢化はさらに進み、障がいのある人もさらに増えることが予想されます。近年、障がいのある人に係る制度が大きく変化する中、自らの意思により地域で安心した生活を送ることができる社会づくりのために、市町村が果たす役割はこれまで以上に重要なものとなってきました。

国では、平成 28 年 4 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、また、平成 28 年 4 月には「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（改正障害者雇用促進法）」の一部施行、平成 28 年 5 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）」の施行、平成 28 年 8 月に「発達障害者支援法の一部を改正する法律（改正発達障害者支援法）」の施行など、障がい者をめぐる法制度が大きく変革しました。

また、平成 28 年 6 月には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（障害者総合支援法及び児童福祉法の改正）」が公布され、平成 30 年 4 月からの施行となります。この法律では、「障がい者の望む地域生活の支援」「障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応」「サービスの質の確保・向上に向けた環境整備」等を行うことを目的としています。

本市では、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間を計画期間とした「中央市障がい福祉計画(第 4 期)」を展開してきましたが、計画期間が満了となることや、児童福祉法の改正に伴い、平成 30 年度より新たに「障がい児福祉計画」の策定をすることになりました。

本計画においては、障がい者・障がい児の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る平成 32 年度末の数値目標を設定するとともに、障がい福祉サービス等（障がい福祉サービス、相談支援並びに地域生活支援事業）及び障がい児支援等（障害児通所支援及び障害児相談支援）を提供するための体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的に、「中央市 第 5 期障がい福祉計画」と「中央市 第 1 期障がい児福祉計画」を一体的に策定することとします。



## 2 計画の性格・位置づけ

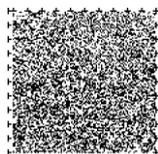
今回策定する「中央市 第5期障がい福祉計画」は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」）第88条に基づく市町村障がい福祉計画として、障がい福祉サービス等の提供体制の確保のために、国の定める基本指針（厚生労働大臣告示）に即して定めるものとされています。また、「障害者基本法」第11条第3項の規定に基づく市町村障がい者計画として、市が進めていく障がい者施策の基本方針や目標を総合的に定める、「中央市 第2次障がい者計画」の中の生活支援にかかる実施計画的な位置付けの計画として、整合性をもって推進します。

また、今般の児童福祉法の一部改正により、市町村は基本指針に即して障がい児福祉計画を定めるものとされています（33条の20）。障がい児福祉計画は、障がい福祉計画と一体のものとして作成することができるとなっており、本市は一体的に作成するものとします。

### < 計画の性格 >

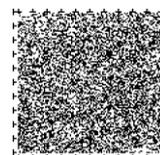
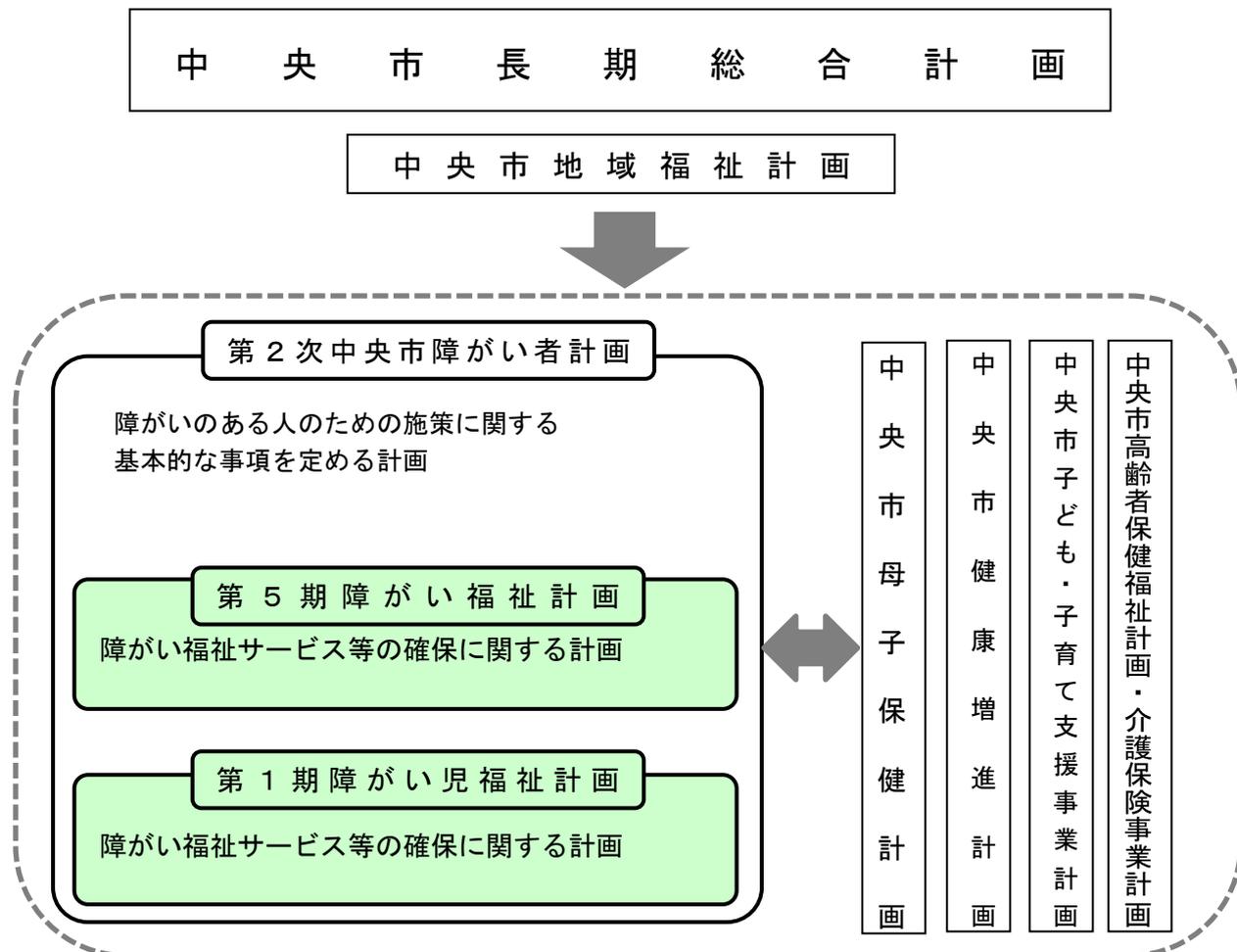
項目	障がい者計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
名称	中央市 第2次障がい者計画	中央市 第5期障がい福祉計画	中央市 第1期障がい児福祉計画
根拠法令	障害者基本法（第11条第3項）	障害者総合支援法（第88条第1項）	児童福祉法（第33条の20第1項）
位置づけ	障がいのある人のための施策に関する基本的な事項を定める計画	障害者総合支援法に基づくサービスの見込量と提供体制を確保するための計画	児童福祉法に基づくサービスの見込量と提供体制を確保するための計画
計画期間	7年間	3年間	3年間
	平成29年度～平成35年度（自治体によって異なるが、概ね5年～10年程度）	平成30年度～平成32年度（平成18年度より、3年を1期として策定）	平成30年度～平成32年度（平成30年度より、3年を1期として策定）

今回、見直し・策定した計画はこれら2つの計画



本計画は、中央市の最上位計画である「中央市長期総合計画」「中央市地域福祉計画」や、福祉分野の関連計画である「中央市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「中央市子ども・子育て支援事業計画」等とも整合性を保ちます。

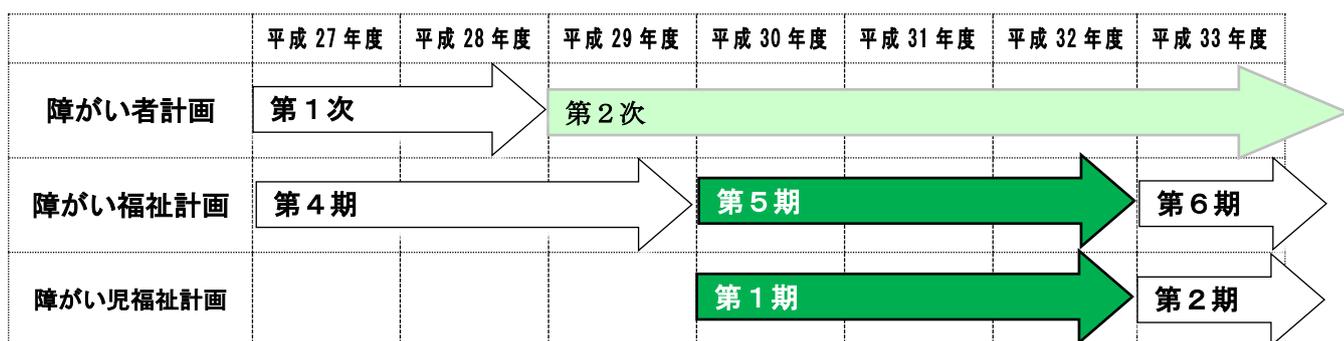
< 計画の位置づけ >



### 3 計画の期間

「中央市第5期障がい福祉計画」及び「中央市第1期障がい児福祉計画」は、平成30年度から32年度までの3か年計画です。平成32年度末を見据えた数値目標を設定し、その目標達成に向けた計画とします。ただし、社会情勢の変化や法の改正などにより、障がいのある人を取り巻く環境に大きな変化が生じた場合は、計画期間中であってもその変化に柔軟に対応していきます。

< 計画の期間 >



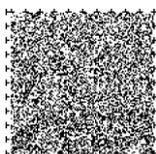
### 4 計画の対象者

この計画の対象となる障がい者とは、

『障害者総合支援法』に規定された

- ①『身体障害者福祉法』第4条に規定する身体障がい者
- ②『知的障害者福祉法』にいう障がい者のうち18歳以上である者
- ③『精神保健及び精神障害者福祉に関する法律』第5条に規定する精神障がい者（『発達障害者支援法』第2条第2項に規定する発達障がい者を含み、『知的障害者福祉法』にいう知的障がい者を除く。以下「精神障がい者」という。）のうち18歳以上である者
- ④治療方法が確立していない疾病その他特殊であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるものをいいます。

また、“障がい児”とは、『児童福祉法』第4条第2項に規定する障がい児をいいます。



## 5 障がい者を取り巻く各種制度の変化

### 「障害者虐待防止法」施行

この法律は障がい者の尊厳を傷つける様々な虐待から障がい者を守り、養護者に対する必要な支援を行うことを目的としています。全国の市町村や都道府県に、障がい者に対する虐待の防止や対応の窓口となる市町村障害者虐待防止センターや都道府県障害者権利擁護センターが設置されました。平成 24 年 10 月施行。

### 「障害者総合支援法」の施行

従来の障害者自立支援法に替わる法律として、平成 25 年 4 月 1 日に施行。これまで通り、障がい福祉サービスの提供などが行われるとともに、障がい者の範囲に難病等が加わり、さらに障がい者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う等の地域生活支援事業が追加されました。平成 26 年 4 月 1 日からは、障害支援区分の創設、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化、地域移行支援の対象拡大が実施されました。

### 「障害者雇用促進法」の施行

これまでも法定雇用率制度の見直しなどが行われてきましたが、この改正においては障がい者に対する差別の禁止及び障がい者が職場で働くに当たっての支障を改善することを義務づけています。平成 28 年 4 月 1 日施行。平成 30 年 4 月からは精神障がい者を法定雇用率の算定基礎に加えることなどが盛り込まれました。

### 「障害者差別解消法」の施行

この法律においては、国・地方自治体・事業者の障がいを理由とする差別的取り扱いの禁止や、合理的配慮<sup>\*</sup>の不提供の禁止、差別解消に向けた取組みに関する要領を定めることなどが規定されています。平成 28 年 4 月 1 日施行。

※障がい者が社会的障壁の除去を必要としている旨の意志の表明があった場合に行われる必要かつ合理的な取り組みであり、実施に伴う負担が過重でないこと。

### 「障害者権利条約」の批准

この条約は、障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定める条約です。我が国においては、平成 19 年に署名し、必要な国内制度の改正ののち、平成 26 年 1 月に批准されました。

### 「発達障害者支援法」の改正

自閉症やアスペルガー症候群などの人を支える「発達障害者支援法」を 10 年ぶりに見直す改正法であり、社会的障壁によって日常生活が制限されている発達障がい者を早期発見し、乳幼児から成人期まで「切れ目ない支援」を受けられるようにするとともに、教育現場でのきめ細かい対応や職場定着の配慮などを求めています。また、発達障がい者の支援体制の整備を図るため、発達障害者支援センターの地域支援機能の強化を図ります。平成 28 年 8 月 1 日施行。

### 「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正

平成 28 年 5 月成立。障害者総合支援法と児童福祉法を一体的に改正する法律で、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直し、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を定めています。平成 30 年 4 月 1 日施行。

